

平成15年度分から
国民健康保険税の算定方法が一部変わります

平成15年度の納税通知書は6月下旬に発送します

国保税算定方法の改正点

所得割の算定項目	14年度以前	15年度以降
給与所得特別控除	20,000円を控除	廃止
青色事業専従者給与および事業専従者控除	専従者給与を控除しないで事業主に課税	事業主にも専従者控除を適用し、事業専従者それぞれについて給与として計算する
公的年金等特別控除	170,000円を控除	廃止
長期譲渡所得等の特別控除	適用していない	適用

※平成14年度まで①か③に該当し、特別控除されていたかたは、年収が変わらなくても税額が増えることもあります

国保税の
計算例



加入者が3人の場合

世帯主Aさん(67歳)の所得...年金 770,000円 (介護保険第1号被保険者)
 子 Bさん(45歳)の所得...給与2,770,000円 (介護保険第2号被保険者)
 子の妻Cさん(43歳)の所得...なし (介護保険第2号被保険者)

14年度

Aさん...年金所得 770,000円	基礎控除330,000円	公的年金等特別控除(上表)	170,000円=	270,000円
Bさん...給与所得2,770,000円	基礎控除330,000円	給与所得特別控除(上表)	20,000円=	2,420,000円
Cさん...なし				

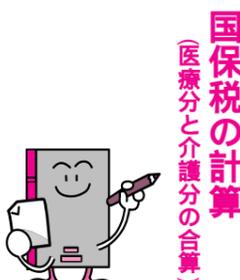
計 課税標準額 **2,690,000円(医療分)** **2,420,000円(介護分)**

15年度

Aさん...年金所得 770,000円	基礎控除330,000円=	440,000円
Bさん...給与所得2,770,000円	基礎控除330,000円=	2,440,000円
Cさん...なし		

計 課税標準額 **2,880,000円(医療分)** **2,440,000円(介護分)**

平成14年度分までは、Aさんには公的年金等特別控除170,000円、Bさんには給与所得特別控除20,000円が控除されましたが、平成15年度分からはこれらの控除が廃止されることになります。



この世帯では、14年度に比べ15年度は16,900円高くなるのがわかります。

平成14年度

医療分(加入者3人)	
所得割額	2,690,000円 × 8.8% = 236,720円
均等割額	21,430円 × 3人 = 64,290円
平等割額	1世帯あたり32,810円
合計額	333,800円

介護分(加入者2人)	
所得割額	2,420,000円 × 1.27% = 30,734円
均等割額	5,470円 × 2人 = 10,940円
平等割額	1世帯あたり4,560円
合計額	46,200円

平成14年度国保税額
 333,800円+46,200円 = **380,000円**

平成15年度

医療分(加入者3人)	
所得割額	2,880,000円 × 8.8% = 253,440円
均等割額	21,430円 × 3人 = 64,290円
平等割額	1世帯あたり32,810円
合計額	350,500円

介護分(加入者2人)	
所得割額	2,440,000円 × 1.27% = 30,988円
均等割額	5,470円 × 2人 = 10,940円
平等割額	1世帯あたり4,560円
合計額	46,400円

平成15年度国保税額
 350,500円+46,400円 = **396,900円**

国保のサービス

はり・きゅう・マッサージの
 受療券を交付します

はり・きゅう・マッサージを受けるとき、1回につき800円の受療費を助成します。秋田市国民健康保険に入っている55歳以上のかたで、申し込み前の国民健康保険税を完納しているかたが対象です。20枚つづりの受療券を、年度内40枚を限度に交付します。

申し込み 3月24日(月)から、保険証を持って、国保年金課、土崎支所、新屋支所へどうぞ。

人間ドックの申し込みは
 4月4日(金)から受け付け

日帰り人間ドックの受診料の7割を助成します。平成15年度の申し込み受付は4月4日(金)から4月11日(金)までです。実施医療機関、定員など詳しくは次号の広報あきた3月28日号に掲載します。

国保にはこのほか、高額療養費や出産費、葬祭費の支給、入院時食事代の給付などさまざまなサービスがあります。

問い合わせ 国保年金課給付担当 ☎(866)2098



国民健康保険

問い合わせ

税の内容や資格については、
 国保年金課賦課担当 ☎(866)2099
 納付の相談については、
 国保年金課収納担当 ☎(866)2189

こんなときは...
14日以内に届け出をお願いします



こんなときは手続きを	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したかたがいるとき 被保険者証 他の健康保険をやめたかたがいるとき 被保険者証 社保などの資格喪失証明書 各種福祉医療費受給者証 子どもが生まれたとき 被保険者証 印鑑 世帯主の口座番号のわかるもの
国保を脱退するとき	他の市区町村に転出するかたがいるとき 被保険者証 他の健康保険に加入するかたがいるとき 国保と職場の被保険者証 各種福祉医療費受給者証 亡くなったかたがいるとき 被保険者証 印鑑 喪主などの口座番号のわかるもの
その他	退職者医療制度に該当することになったとき 被保険者証 年金証書 住所・世帯主・氏名などが変わったとき 被保険者証 被保険者証をなくしたり、破損したとき 破損した被保険者証 印鑑 身分を証明するもの 修学のため、他の市区町村に居住するかたがいるとき 被保険者証 在学証明書(申請年度に発行されたもの) 長期旅行などで別個の被保険者証が必要なとき 被保険者証

手続きの場所

市役所市民課..... ☎(866)2018
 市役所国保年金課... ☎(866)2099
 土崎支所..... ☎(845)2261
 新屋支所..... ☎(888)8080

被保険者証とは、国民健康保険被保険者証のことです。届け出によっては印鑑が必要な場合がありますので、できるだけ印鑑をお持ちください。上記の手続きで、世帯の中に国保高齢受給者証をお持ちのかたがいる場合は、あわせてお持ちください。届け出が遅れると、さかのぼって課税されたり、医療費を返していただくことがありますので、お早めに届け出をしてください。

退職者医療制度の届け出もお忘れなく！



退職者医療制度は、会社などを退職して年金(厚生年金など)を受けている75歳未満のかたと、その被扶養者が該当する制度です。

退職者医療制度の届け出をしていただくことで、保険給付の財源として社会保険診療報酬支払基金からその一部が交付され、保険税の適正な賦課が行われます。ぜひ、早めの手続きをお願いします。手続きに必要なものは上の表をご覧ください。

退職者医療制度の対象者	
厚生年金や共済年金の加入期間が20年以上(または40歳以降に10年以上)で、老齢厚生年金・共済年金を受給しているかた	退職被保険者本人
退職被保険者本人の直系尊属・配偶者および三親等内の親族で、主として退職被保険者本人の収入によって生計を維持しているかた	被扶養者

老人保健の適用を受けているかたは対象になりません。70歳になるかたには、誕生月の月末に国保高齢受給者証を送付しますので、医療機関などで受診される際は、被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。

退職者医療制度の自己負担金の割合が3割に変わります

現在、退職者医療制度に該当しているかたは、医療機関での自己負担金の割合は、退職被保険者本人が2割、被扶養者が3割(入院2割)ですが、平成15年4月からは、自己負担金の割合がすべて3割になりますので、ご注意ください。ただし、国保高齢受給者証の対象者は除きます。現在、退職被保険者証をお持ちのかたは、平成15年4月以降もそのままご使用ください。なお、現在お持ちの被保険者証には、自己負担金の割合が2割と記載されていますが医療機関にはかかった医療費の3割を支払うこととなります。